

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第4条第1項の規定に基づき、追手門学院大学大学院経営・経済研究科(以下「本研究科」という。)について、必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 本研究科は、経営学・経済学の両分野にわたる基本理論と論理的思考法を広く学び、企業・団体のビジネス分野あるいは公共機関の政策・経営分野における理論と実践事例の分析力及び課題発見・解決力を培い、プロフェッショナル・キャリア開発の基盤となる自立的研究力を有する高度職業人材を養成することを目的とする。

2 経営・経済専攻博士前期課程においては、経営学・経済学の両分野にわたる基本理論と論理的思考法を広く学ぶとともに、経営学、会計・経営情報、企業法務、経済研究又は地域政策の専門分野の理論、制度・政策、実践事例等を体系的に深く学び、それぞれの専門分野における課題を発見、調査、分析及び考察する能力を養成することを目的とする。

3 経営・経済専攻博士後期課程においては、博士前期課程での主体的な探究活動を通して獲得した学びの成果を土台にして、独自の分析手法の洗練とともに、探求テーマにかかわるオリジナルな研究成果を獲得・発信することができる能力を養成することを目的とする。

(専攻)

第3条 本研究科の専攻及び履修上の区分は、次のとおり。

経営・経済専攻 博士前期課程

経営コース(ビジネス研究領域、会計・経営情報研究領域、企業法務研究領域)

経済コース(経済研究領域、地域政策研究領域)

経営・経済専攻 博士後期課程

経営学分野(ビジネス研究領域、会計・経営情報研究領域、企業法務研究領域)

経済学分野(経済研究領域、地域政策研究領域)

(定員)

第4条 経営・経済専攻の学生定員は、次のとおりとする。

経営・経済専攻	入学定員	収容定員
博士前期課程	15名	30名
博士後期課程	3名	9名
計	18名	39名

(標準修業年限等)

第5条 本研究科博士課程の標準修業年限は5年とし、これを標準修業年限2年の博士前期課程と標準修業年限3年の博士後期課程に区分し、前者を修士課程として取り扱う。

2 職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて一定期間に計画的な履修を行い修了することを希望する者には、大学院学則第3条第3項に定める長期履修制度の適用を認めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、博士前期課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、大学院学則第11条第1項の規定に基づき、優れた研究業績を上げた者、大学院学則第9条第4項により、本大学院において修得したものとみなす単位数等が別に定める条件を満たす者及び追手門学院大学学部学生の大学院科目履修に関する特例措置の規定に基づき、指定された履修科目が別に定める条件を満たす者については、特例として1年以上在学すれば足りるものとする。

(学年及び学期)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて前期・後期の2学期とし、期間については別に定める。

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 学院創立記念日(5月29日)

(4) 本学が定めた夏期、冬期及び春期休業日

2 前項第4号に規定の休業期間は、本学学年暦による。

3 学長は、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業科目及び単位数)

第8条 授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰのとおりとする。

2 前項に規定する授業科目のうち、大学院共通科目については、指導教員が研究上特に必要と認めた場合に限り、履修することができる。

3 第1項に規定する授業科目のうち、大学院共通科目については、第13条に規定する修了要件に含めない。

(授業科目の履修)

第9条 授業科目の履修については、第8条に規定する授業科目一覧のほか、専攻する研究領域ごとに設定された履修モデル等に基づき、指導教員と相談の上決定するものとする。

2 授業科目の履修にあたっては、所定の方法により指定された期日までに履修登録を行わなければならない。

3 各学期における履修登録に単位制限は設けない。ただし、第5条第2項に規定する長期履修学生にあつては、指導教員から十分な指導を受け、計画的にかつ柔軟な履修計画を立てるものとする。

4 追手門学院大学学部学生の大学院科目履修に関する特例措置の規定に基づき、学部の学生が履修できる博士前期課程の授業科目は、別表第Ⅰの「大学院進学希望者指定科目」欄に記載のとおりとする。

(授業の方法)

第10条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 各授業科目の単位数は、追手門学院大学学則(以下「本学学則」という。)第19条第1項の規定を準用する。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

4 前項に規定する授業は文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所(外国を含む。)で履修させることができる。

(研究指導)

第11条 学生には、指導教員を定める。

2 指導教員は、専攻担当の教員とする。

3 指導教員の決定は、別にこれを定める。

(教育方法の特例)

第12条 本研究科は、大学院学則第4条第3項に基づき、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(修了要件)

第13条 博士前期課程及び博士後期課程の修了要件については、次の各号のとおりとする。

(1) 博士前期課程

2年以上(第5条第3項及び第4項の場合にあつては1年以上。)在学し、コースワークコア科目から8単位以上、及び経営・経済研究演習ⅠからⅣの8単位を含む合計30単位以上を修得するとともに、専攻する研究領域における必要な指導を受け、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。

(2) 博士後期課程

3年以上在学し、経営・経済研究特別演習ⅠからⅥの12単位を修得するとともに、専攻する研究領域における必要な指導を受け博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。

2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果及び博士論文の審査と試験については、追手門学院大学学位規程(以下「本学学位規程」という。)の定めによるほか、別にこれを定める。

3 特例として優れた業績を上げた者については、博士前期課程にあつては1年以上、博士後期課程にあつては2年以上、通算で3年以上在学すれば足りるものとする。

(在学年限)

第14条 在学年限は、大学院学則第13条に基づき、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。

2 第5条第2項に規定する長期履修学生の長期履修期間についても、前項に規定する在学年限を超えることはできない。

(成績評価)

第15条 各授業科目の評価は、試験によるほか、平素の成績を総合的に評価して行う。

2 試験等は、授業科目が終了した際、授業科目担当教員が適宜定める。

3 成績評点は、100点満点とし、60点以上を合格とし、評価と点数の対応は次のとおりとする。

評価	点数
秀	90～100
優	80～89
良	70～79
可	60～69
不可	0～59

4 試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

(課程修了の認定)

第16条 課程修了の認定を得た者には、専攻する研究領域ごとに、次のいずれかの学位を授与する。

経営・経済専攻 博士前期課程

修士(経営学)、修士(経済学)又は修士(地域政策)

経営・経済専攻 博士後期課程

博士(経営学)、博士(経済学)又は博士(地域政策)

2 学位及び学位授与に関しては、本研究科規程に定めるもののほか、[大学院学則](#)及び[本学学位規程](#)の定めるところによる。

(入学)

第17条 入学の時期は、毎学年度の始めとする。

第18条 本研究科の博士前期課程に入学することができる者は、[次の各号](#)の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) [学校教育法第104条第7項](#)の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって[前号](#)の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) [学校教育法第102条第2項](#)の規定により大学院に入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

(10) 大学に3年以上在学した者であって、本大学院において所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められた者

(11) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

第19条 本研究科の博士後期課程に入学することができる者は、[次の各号](#)の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の大学、[第4号](#)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、[大学院設置基準第16条の2](#)に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

(入学許可)

第20条 入学志願者に対して、検定を行い選抜する。検定の方法は、別に定める。

2 入学は、研究科委員会の意見を聴き学長が決定する。

3 本研究科に入学を許可された者は、指定の期日までに所定の入学手続をしなければならない。

4 [前項](#)の入学手続を履行しない者は、入学の許可を取り消す。

(休学)

第21条 病気その他やむを得ない理由で引き続き6か月以上修学できない場合は、休学願を研究科長に提出し、その許可を得て休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、引き続き2年を超えることができない。

3 休学の期間は、博士前期課程、博士後期課程について、それぞれ通算して3年を超えることができない。

4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

第22条 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願を研究科長に提出し、その承認を得なければならない。

第23条 休学中は、授業料その他の学費を減免する。

2 前項により減免する授業料その他の学費及びその額は、別にこれを定める。

(退学)

第24条 退学しようとする者は、その事由を具して学長に願い出、許可を受けなければならない。

2 本研究科の博士後期課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、博士論文提出のために引き続き在学するための所定の手続を履行しなかった場合、学年度末をもって退学した者として取り扱う。

(再入学)

第25条 前条により退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、退学又は除籍後2年以内に限り、審査の上、許可することがある。ただし、大学院学則第13条に定める在学年限を超えて除籍された者は、再入学を許可しない。

2 再入学の時期は、毎学年度の始めとする。

(転学)

第26条 他の大学の大学院へ入学又は転学を志望するときは、学長の許可を受けなければならない。

2 他の大学の大学院より本大学院への転学は、欠員がある場合に限り、選考の上許可することがある。

(委託生)

第27条 学校、官庁その他公共団体等から本研究科の特定の授業科目を指定して修学を委託されたときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第28条 第18条から第20条までの規定によらず、本研究科の特定の授業科目を指定して履修を願い出る者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第29条 第18条から第20条までの規定によらず、本研究科の特定の授業科目を指定して聴講を願い出る者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(研究生)

第30条 本研究科において研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生は、研修期間修了時に研究報告書を提出しなければならない。

(外国人特別学生)

第31条 外国人で、大学院学則第19条に定める資格を有する者が、同第22条によらないで本邦所在の外国公館の推薦により出願するときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

(規程の準用)

第32条 大学院学則第1条、第2条、第4条、第6条から第8条まで、第9条第2項、第18条、第23条、第27条及び第45条から第46条までの規定は、委託生、科目等履修生、聴講生、及び研究生に準用する。

2 前項の規定のほか、大学院学則第19条及び第20条の規定は、委託生、科目等履修生及び聴講生に準用する。

3 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生に関する事項は、大学院学則及びこの規程の定めによるほか、別にこれを定める。

(入学検定料、入学金、授業料等)

第33条 本研究科に入学を出願する者は、大学院学則第40条に定める入学検定料を納付しなければならない。

2 本研究科に入学を許可された者は、大学院学則第41条に定める入学金及び所定の学費を納付しなければならない。ただし、第5条第2項に規定する長期履修学生については、別にこれを定める。

3 学生は、大学院学則第42条及び第43条に定める授業料その他所定の学費を納付しなければならない。ただし、第5条第2項に規定する長期履修学生については、別にこれを定める。

第34条 委託生は研修指導費、科目等履修生は履修料、聴講生は聴講料、研究生は研究指導費を納付しなければならない。

2 納付額については、本学学則第53条の定めによる。

第35条 入学金、授業料その他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、研究指導費の金額及び徴収については、別にこれを定める。

第36条 既納の入学金、授業料その他の学費、研修指導費、履修料、聴講料、審査料及び研究指導費は、いかなる事情があっても返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、本大学院に入学を許可された者が指定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、その請求により入学金を除く授業料その他の学費を返付する。

- 3 前項の返付に関する取扱いは、別に定める。
- 第37条 修士論文又は博士論文審査のために引き続き在学する手続を行った場合の授業料その他の学費は、[大学院学則第43条第2項](#)及び[第3項](#)に定める減免を行う。
- 2 前項の規定に関わらず、[第5条第2項](#)に規定する長期履修学生については、これを別に定める。
(委員会)
- 第38条 [大学院学則第48条](#)に基づき、本研究科に研究科委員会を置く。
- 2 [第20条](#)及び[大学院学則第48条](#)に定めるほか、本研究科委員会に関することは、別にこれを定める。
(賞罰及び除籍)
- 第39条 賞罰及び除籍については、[大学院学則第46条](#)に基づき、[本学学則第63条](#)から[第66条](#)までの規定を準用し、
同学則第65条中当該学部会議を当該研究科委員会に、同学則第66条中8年を博士前期課程にあっては4年に、博士
後期課程にあっては6年に、それぞれ読み替えるものとする。
(その他)
- 第40条 [大学院学則](#)、[本学学位規程](#)及びこの規程に定めのない事項については、本研究科委員会の意見を聞き、学
長がこれを定める。
(事務の所管)
- 第41条 本研究科及びこの規程に関する事務は、教務課の所管とする。
(規程の改廃)
- 第42条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。
附 則
この規程は、2018年4月1日から施行する。
附 則
1 この規程は、2019年4月1日から施行する。
2 2019年3月31日に経営・経済研究科に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお
従前の例による。
附 則
この規程は、2020年4月1日から施行する。
附 則
この規程は、2023年4月1日から施行する。
附 則
1 この規程は、2025年4月1日から施行する。
2 2025年3月31日に経営・経済研究科に在学する者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお
従前の例による。
- 別表第 I (第8条関係)
授業科目及び単位数
1 大学院共通科目

授業科目	単位数
Academic English特論	4

2 経営・経済研究科博士前期課程

分野			授業科目	単位数	教職課程			大学院 進学希 望者指 定科目
					社会	公民	商業	
コースワー ク	コア 科目		初級マクロ経済学研究	2	○	○		○
			初級ミクロ経済学研究	2	○	○		○
			経営学研究	2			○	○
			マーケティング論研究	2			○	○
			財務会計論研究	2			○	○
			企業法務研究	2	○	○		○
			産業社会心理学研究	2		○		○
			統計学研究	2	○	○		○
	経営コース 専攻科目		国際経営論研究	2				○
			経営戦略論研究	2			○	○
			人的資源管理論研究	2			○	○

		経営組織論研究	2			○	○
		マーケティング情報論研究	2			○	○
		管理会計論研究	2			○	○
		経営分析論研究	2			○	○
		社会情報システム研究	2	○	○		○
		商法研究	2			○	○
		内部統制論研究	2			○	○
		金融法務研究	2	○	○		○
		情報マネジメント論研究	2				○
	経済コース 専攻科目	中級マクロ経済学研究	2	○	○		○
		中級ミクロ経済学研究	2	○	○		○
		計量経済学研究	2	○	○		○
		経済政策研究	2	○	○		○
		財政学研究	2	○	○		○
		国際金融論研究	2	○	○		○
		ファイナンス論研究	2			○	○
		地域政策研究	2	○	○		○
		地域経営研究	2				○
	コース共通 選択科目	環境経済学研究	2				○
		中堅・中小企業経営研究	2				○
		広告心理学研究	2		○		○
		ネゴシエーション論研究	2	○	○		○
		ERPビジネスプロセス研究	2				○
		債権法研究	2	○	○		○
		会社法研究	2			○	○
		経済史研究	2				○
		租税論研究	2	○	○		○
リサーチワ ーク	研究指導科 目	地方行政研究	2	○	○		○
		経営・経済研究演習Ⅰ	2				○
		経営・経済研究演習Ⅱ	2				○
		経営・経済研究演習Ⅲ	2				
		経営・経済研究演習Ⅳ	2				

3 経営・経済研究科博士後期課程

授業科目	単位数
経営・経済研究特別演習Ⅰ	2
経営・経済研究特別演習Ⅱ	2
経営・経済研究特別演習Ⅲ	2
経営・経済研究特別演習Ⅳ	2
経営・経済研究特別演習Ⅴ	2
経営・経済研究特別演習Ⅵ	2